

処分名	保険料徴収猶予の決定
標準処理期間	35日
根拠	条例第15条、条例施行規則第6条
審査基準	<p>(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第15条より)</p> <p>【徴収猶予の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと ・被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと ・被保険者又はその属する世帯の世帯主が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと ・被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと <p><具体的な取り扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の減免の決定に関する内容に準ずる。 <p>(神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等施行規則第6条より)</p> <p>【徴収猶予の取消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予を受けた者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入の増加等により、徴収猶予が不要となったとき ・偽りの申請その他の不正の行為により徴収猶予を受けたとき ・以上に掲げるもののほか、徴収猶予を取り消すことに相当の理由があると認められるとき